別表第1（第2条関係）

児童クラブ入所選考指数表（夏休み期間を除く）

区分	細目			指数
就労	土・日を除く月20日以上又は週5日の就労	就労終了時刻が17時以降		20
		就労終了時刻が16時から16時59分まで		18
		就労終了時刻が15時から15時59分まで		15
	土・日を除く月16日以上又は週4日以上の就労	就労終了時刻が17時以降		17
		就労終了時刻が16時から16時59分まで		15
		就労終了時刻が15時から15時59分まで		12
	土・日を除く月12日以上又は週3日以上の就労	就労終了時刻が17時以降		13
		就労終了時刻が16時から16時59分まで		11
		就労終了時刻が15時から15時59分まで		8
出産	産前・産後ともに8週ずつの期間			18
病気・負傷	入院中			20
	居宅	常時病臥	入院に相当する治療や常時安静を要する自宅療養で常に病臥しており保育が常時困難な場合	20
		感染症疾病又は精神性疾患であって医師の診断により、保育が著しく困難な場合		18
		一般療養中	医師の診断にて安静を要すると診断され、保育が困難な場合	12
			概ね月12日以上かつ午後3時以降までの通院加療を要し、保育に支障がある場合	8
障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者、又は要介護5・4の認定を受けている者であって、保育が常時困難な場合			20
	身体障害者手帳3級、療育手帳B若しくは精神障害者保健福祉手帳2級所持している者、又は要介護3の認定を受けている者であって、保育が困難な場合			12
	身体障害者手帳4級、療育手帳C若しくは精神障害者保健福祉手帳3級所持している者、又は要介護2・1の認定を受けている者であって、保育に支障がある場合			8
親族等の看護・介護（別居の場合は、他にその者を看護・介護する者がいない場合のみ）	常時病臥者・重度心身障害者（児）等【身体障害者手帳1・2級、療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者、又は要介護5・4の認定を受けている者】の常時観察、付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ午後3時以降まで、保育が常時困難な場合			20
	病人・心身障害者（児）等の付添看護（介護）、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ午後3時以降まで、保育が困難な場合			12
	病人・心身障害者（児）等の付添看護（介護）、通院、通所、通園のため、月12日以上かつ午後3時以降まで、保育に支障がある場合			10
就労予定（育児休業復帰を含む）	土・日を除く月20日以上又は週5日の就労	就労終了時刻が17時以降		14
		就労終了時刻が15時から16時59分まで		12
	土・日を除く月16日以上又は週4日以上の就労	就労終了時刻が17時以降		12
		就労終了時刻が15時から16時59分まで		10
	土・日を除く月12日以上又は週3日以上の就労	就労終了時刻が17時以降		10
		就労終了時刻が15時から16時59分まで		6
就学	学校教育法に定める学校、就職に必要な技能習得のために職業訓練施設等に通学している場合			「就労」に準ずる
	学校教育法に定める学校、就職に必要な技能習得のために職業訓練施設等に合格し通学を予定している場合			「就労予定」に準ずる
その他	虐待やDVのおそれがあること	市長が特に保育（保護）が必要と認める場合		適宜
	その他	市長が特に保育が必要な状態であると認める場合		適宜

【調整指数】

区分		指数
児童の学年	1年生	48
	2年生	42
	3年生	34
	4年生	12
	5年生	6
就労等の状況	保護者のいずれかが、市内児童クラブ支援員として勤務（予定を含む）の場合　月16日以上又は週4日以上の就労	5
	保護者のいずれかが、市内児童クラブ支援員として勤務（予定を含む）の場合　月12日以上又は週3日以上の就労	3
その他	正当な理由なく利用者負担金を納期限から3か月以上滞納している世帯（きょうだいの分を含む。）	−80
	その他市長が特に保育が必要と認める場合（虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合を含む）	適宜

同点の場合の優先順位	
1	学年が低い児童
2	ひとり親世帯（祖父母同居なし）
3	ひとり親世帯（祖父母同居あり）
4	生活保護世帯、母子生活支援施設入所者
5	育児休業復帰
6	保護者のいずれかが、市内児童クラブ支援員として勤務（予定を含む）、若しくは市内保育所、市内認定こども園、市内地域型保育事業所に保育士又は保育教諭として勤務（予定を含む）の場合
7	希望する児童クラブにきょうだい（多胎児を含む）が利用している場合又は同時に申し込む場合
8	看護・介護を必要とする同居の親族が複数いる場合（同居親族等の看護・介護の事由のみ）
9	多胎児を妊娠している場合（出産等の事由のみ）
10	申込順（新年度4月入所の申込みを除く。）

上記によっても決まらない場合は抽選とする。